

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
------	---	---	-----

旧別表六(六)

平二十・四・一以後終了事業年度分

御注意

平成20年4月1日以後に開始する事業年度については、平成20年改正後の法人税法施行規則別表六(六)(別表六(六))を御使用ください。

試験研究費の額		1	円	売上金額・比較試験研究費の額等の明細					
試験研究費の総額	試験研究費割合	2		事業年度又は連結事業年度	売上金額	試験研究費の額	当該事業年度の月数 (23)の事業年度の月数又は連結事業年度の月数	改定売上金額 (24)×(26)	改定試験研究費の額 (25)×(26)
	$\frac{(1)}{(29)}$			23	24	25	26	27	28
試験研究費に係る税額控除割合に 試験研究費の総額に	(2) ≥ 10% の場合	3	0.1	調整対象年度・売上調整年度	円	円	円	円	円
	(2) < 10% の場合 $(2) \times 0.2 + \frac{8}{100}$ (小数点以下3位未満切捨て)	4		・					
試験研究費の総額	試験研究費の総額に係る税額控除限度額 (1)×(3)又は(1)×(4)	5	円	・					
	比較試験研究費の額 (28)の計÷(事業年度又は連結事業年度の数)	6		・					
試験研究費の増加額	試験研究費の増加額 (1)−(6) (1) ≤ (30)の場合は0)	7		当期					
	試験研究費の増加額に係る税額控除限度額 (7)× $\frac{5}{100}$	8		計					
税額控除限度額	税額控除限度額 (5)+(8)	9		平均売上金額 (27)の計÷(1+売上調整年度数)			29		円
	当期の所得に対する法人税の額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「7」又は別表一(三)「2」)	10		基準試験研究費の額 (前2年以内に開始した事業年度又は連結事業年度の(28)の金額のうち最も多い金額)			30		
特別試験研究費の額	特別試験研究費の額 (7)の金額がない場合 (32)の計)	13		特別試験研究費の額の明細					
	特別試験研究費に係る税額控除割合 $\frac{12}{100} - ((3)又は(4))$	15		特別試験研究等の内容		特別試験研究費の額			
前期繰越	前期繰越税額控除限度超過額 (40)の計(総額+特別)	20		31		32			
	同上のうち当期控除額 (19)と(20)のうち少ない金額 (37の①) ≤ (39の②)の場合は0)	21		計		円			
前期繰越分	前期繰越税額控除限度超過額	20		繰越税額控除の計算に関する明細					
	法人税額の特別控除額 (12)+(18)+(21)	22		前期繰越要件に係る試験研究費の額の計算		当該事業年度 ①	前事業年度又は前連結事業年度 ②		
前期繰越分	前期繰越税額控除限度超過額	20		試験研究費の額	33	円	円		
	前期繰越税額控除限度超過額	20		(33)償却実施額のうち特別					
前期繰越分	前期繰越税額控除限度超過額	20		開発研究用設備の償却費	34				
	前期繰越税額控除限度超過額	20		普通償却限度額	35				
前期繰越分	前期繰越税額控除限度超過額	20		特別償却実施額 (34)−(35)	36				
	前期繰越税額控除限度超過額	20		差引試験研究費の額 (33)又は(33)−(36)	37				
前期繰越分	前期繰越税額控除限度超過額	20		当該事業年度の月数 前事業年度の月数又は前連結事業年度の月数	38				
	前期繰越税額控除限度超過額	20		改定差引試験研究費の額 (37)×(38)	39				円
前期繰越分	前期繰越税額控除限度超過額	20		事業年度又は連結事業年度	区分	前期繰越額又は当期税額控除限度額	当期控除額	翌期繰越額 (40)−(41)	
	前期繰越税額控除限度超過額	20		平	・	円	円		
前期繰越分	前期繰越税額控除限度超過額	20		平	・				
	前期繰越税額控除限度超過額	20		平	・				円
前期繰越分	前期繰越税額控除限度超過額	20		平	・				
	前期繰越税額控除限度超過額	20		平	・				
前期繰越分	前期繰越税額控除限度超過額	20		計					
	前期繰越税額控除限度超過額	20		当期分		(9)	(12)		
前期繰越分	前期繰越税額控除限度超過額	20		計		(16)	(18)		
	前期繰越税額控除限度超過額	20		合計					

旧別表六（六）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告法人が平成20年改正前の措置法第42条の4第1項、第2項又は第3項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「試験研究費の額1」には、当期の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額を記載します。

なお、試験研究費に充てるために他の者（その法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含みます。）から支払を受ける金額がある場合には、その支払を受ける金額を控除した金額を記載します。
- 3 「試験研究費の総額に係る税額控除限度額（(1)×(3)）又は（(1)×(4)）5」には、「4」欄の記載がない場合には「(1)×(3)」の金額を記載し、「4」欄の記載がある場合には「(1)×(4)」の金額を記載します。
- 4 「特別試験研究費に係る税額控除割合 $\frac{12}{100}$ - (3) 又は(4) 15」には、「4」欄の記載がない場合には「0.02」と記載し、「4」欄の記載がある場合には「0.12 - (4) 欄の割合」を小数で記載します。
- 5 「特別研究税額控除限度額（(13)×(15)）又は（(14)×(15) 16」には、「14」欄の記載がない場合には「(13)×(15)」の金額を記載し、「14」欄の記載がある場合には「(14)×(15)」の金額を記載します。
- 6 「調整対象年度・売上調整年度」には、適用を受ける事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度を記載します。
- 7 「売上金額24」の各欄及び「改定売上金額27」の「当期」欄には、棚卸資産の販売その他事業として継続して行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供に係る収益の額（営業外の収益の額とされるべきものを除きます。）を記載します。
- 8 「 $\frac{\text{当該事業年度の月数}}{\text{(23)の事業年度の月数又は連結事業年度の月数}}$ 26 の分子には、当期の月数を、分母には「23」の事業年度又は連結事業年度の月数をそれぞれ記載します。

なお、月数は暦にしたがって計算し、1月に満たない端数は1月とします。
- 9 「平均売上金額(27)の計)÷(1+売上調整年度数)29」の算式中の「売上調整年度数」には「23」に記載した事業年度又は連結事業年度の数を当てはめて計算します。
- 10 「特別試験研究等の内容31」は、当期の試験研究費のうち特別試験研究費の額がある場合に、その特別試験研究費に係る試験研究の内容を記載します。なお、この場合にその特別試験研究費の額が平成20年改正前の措置法令第27条の4第14項第1号又は第3号から第6号まで（特別な試験研究）に掲げる試験研究に係るものであるときには、平成20年改正前の措置法規則第20条第7項又は第10項から第12項まで（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）に定めるところにより、所定の証明書の添付が必要とされますので御注意ください。
- 11 「(33)のうち特別償却実施額」の各欄は、「試験研究費の額33」のうち平成18年改正前の措置法第44条の3第1項又は第68条の20の2第1項（開発研究用設備の特別償却）の規定により償却費として損金の額に算入された金額が含まれている場合に記載します。
- 12 「翌期繰越税額控除限度超過額の計算」の「総額」欄には試験研究費の総額に係るものを記載し、「特別」欄には特別試験研究費に係るものを記載します。
- 13 「前期繰越額又は当期税額控除限度額40」の「計」までの各欄は、前期のこの明細書の「翌期繰越額42」の金額（前期が連結事業年度である場合には、旧別表六の二(三)付表三のその法人に係る「翌期繰越額」の金額）を移記し、「当期分」には「9」及び「16」の金額を記載します。